

現場代理人の常駐義務の緩和(兼務)等について

岡山市市場事業部発注の工事について、下記の要件を満たす場合、現場代理人の常駐義務を緩和することとしました。あわせて現場代理人の要件の見直しを行いましたので、お知らせします。

1 現場代理人の要件

現場代理人に特別な要件は求めませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとし、常駐義務の緩和に関わらず出向者等を配置することはできません。

2 現場代理人の常駐義務の緩和の要件

次のすべての要件を満たした場合に限り、現場代理人は3件（小規模工事を除く）まで兼務することができます。

- (1) 岡山市市場事業部発注の工事であること。
- (2) いずれの工事も請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。
- (3) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

※主任技術者が複数の現場代理人を兼ねる場合は、公告において主任技術者の専任を求めている工事に限ります。

3 現場代理人を兼務した場合の留意事項

- ・現場代理人が新たな工事の現場代理人又は主任技術者を兼務する場合、既に従事している工事の監督員に工事打合簿等により、その旨を報告してください。
- ・工事現場不在時の連絡体制は確保してください。
- ・工事の監督員の求めがある際は、速やかに工事現場に向かう等適切な対応をしてください。

4 現場代理人の常駐義務の緩和（兼務）が適用されない工事

次の工事には、現場代理人の常駐義務の緩和は適用されませんので、受注者は以下のいずれかに該当した場合は、速やかに別の現場代理人を選任してください。

- (1) 変更契約後の請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった工事
- (2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事
- (3) 工事の監督員が安全管理上の理由等により、現場代理人の常駐義務を緩和できないと判断した工事

5 実施時期

令和5年1月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

6 その他

- ・令和4年12月31日以前に契約締結した工事についても、令和5年1月1日以降に現場代理人の常駐義務の緩和の要件を満たす場合は、工事を兼務することが可能です。
- ・令和5年1月1日以降に現場代理人を変更しようとする場合、新たな現場代理人は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

7 問い合わせ先

- ・岡山市市場事業部 TEL 086-265-8001